

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

東松島市中部地域包括支援センター

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、東松島市中部地域包括支援センター（以下「センター」という。）内における感染予防体制を確立し、センター全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

## 1 感染管理体制

### (1) 委員会の設置・運営

#### ① 目的

センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

#### ② 活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下のとおりとする。

- ・センターの感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策をセンターにおいて周知する。
- ・センターにおける感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処し、感染対策及び拡大防止の指揮の役割を担う。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

#### ③ 感染対策委員会の構成委員

- ・委員長は管理者が務める。
- ・委員会の委員は、管理者、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャー、その他とする。

#### ④ 運営方法

- ・感染対策委員会は、6か月に1回定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

### (2) 役割分担

各担当の役割分担は、以下のとおりとする。

- ・管理者（センター全体の管理）
- ・看護師（感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整）
- ・看護師（感染対策、医療の提供と感染対策の立案・指導、利用者や職員の健康状態の把握）
- ・社会福祉士、事務職員（感染対策の実施状況の把握、感染対策方法の現場への周知）
- ・主任ケアマネジャー、認知症総合支援コーディネーター（情報収集）

※上記の中から、看護師を感染対策担当者に指名する。

感染対策担当者は、センター内の感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可とする。

### (3) 指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

### (4) 職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- ①新規採用者に対して、採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を実施する。
- ②全職員を対象として、感染症予防対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ③外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

### (5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

### (6) その他(記録の保管)

感染対策委員会の開催記録等、センターにおける感染対策に関する記事は保管する。

## 2 平常時の対応

- (1)センターの衛生管理として感染症の予防及びまん延のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2)職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を推奨する。
- (3)市の関係部署、保健所、医療機関等の関係機関との連携体制を構築する。

## 3 感染症や食中毒の発生時の対応

(1)感染症や食中毒(以下、「感染症等」という。)が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- ①職員が感染もしくは感染が疑われたときは、速やかに状況について把握し、管理者に報告する。
- ②管理者は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。
- ③市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。

(2)職員は感染症等が発生したときは、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。

- ①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービスの内容の変更を行うこと。

④感染症業務継続計画(BCP)等に従い、感染対策を実施すること。

(3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに行政監督庁及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

#### 4 本指針の閲覧及び周知

(1) 指針及び感染対策マニュアル、感染症業務継続計画(BCP)等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) 本指針は常時閲覧可能とし、センター内に備え付ける。

#### 附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。